

『三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金』申請フロー

上記補助金は、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせることにより、繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図ることを目的として交付しています。

※補助金対象となる経費は、手術費のみとなります。(上限5,000円/1頭)

① 申請書の提出

三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)

必ず手術を受けさせる前に申請を行なう必要があります。

※手術後に申請された場合、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

② 補助金の交付決定

三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)

①で提出された申請書の内容を審査し、その結果を通知します。

※事業期間は30日以内、申請頭数は5匹までに設定してください。

③ 実績報告および交付請求

三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書兼交付請求書(様式第3号)

【添付書類】

- ・不妊・去勢手術に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- ・手術前の対象猫の写真(未手術であることが分かるもの)
- ・手術後の対象猫の写真(手術済みであることが分かるもの)

不妊・去勢手術終了後、原則10日以内に提出してください。

記入された振込先口座情報に誤りがあると支払ができないためご注意ください。

※請求書提出後、1ヶ月程度で指定振込先口座に入金されます。

振込まれた旨の通知等はございません。

申請書類等については町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先



三芳町 環境課 環境対策担当
〒354-8555
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
TEL:049-258-0019(代表)

